

令和5年度柴田町議会3月会議会議録(第1号)

出席議員(18名)

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
町民環境課長	日置幸枝	君
健康推進課長	佐藤正人	君
福祉課長	佐藤潤	君
子ども家庭課長	工藤昌之	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	熊谷英樹 君
商工観光課長	天野敬 君
都市建設課長	池田清勝 君
上下水道課長	平間一行 君
危機管理監	平間信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫邦則 君
教育総務課長	小林威仁 君
生涯学習課長	大宮かつ子 君
スポーツ振興課長	杉本龍司 君

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大山 薫
次 長	高木 信孝
主 幹	今野 裕介
主 事	佐藤 麻美

議 事 日 程 (第1号)

令和6年3月1日(金曜日) 午後1時30分 再会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 開催期間の決定

第 3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第 4 報告第20号 専決処分の報告について
(柴田町監査委員に関する条例及び柴田町水道事業及び下水道事業の
設置等に関する条例の一部を改正する条例)

第 5 報告第21号 専決処分の報告について
(柴田町給水条例及び柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格
基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する

条例)

- 第 6 報告第 2 2 号 専決処分の報告について
(柴田町保育所条例の一部を改正する条例)
- 第 7 報告第 2 3 号 専決処分の報告について
(令和 4 年度町道富沢 1 6 号線道路改良工事 (その 2) 請負変更契約
について)
- 第 8 施政方針
- 第 9 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 0 議案第 5 4 号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 1 1 議案第 5 5 号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 1 2 議案第 5 6 号 柴田町健康づくり推進協議会設置条例
- 第 1 3 議案第 5 7 号 柴田町住民投票条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 5 8 号 柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例
- 第 1 5 議案第 5 9 号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 1 6 議案第 6 0 号 柴田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定
める条例
- 第 1 7 議案第 6 1 号 柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- 第 1 8 議案第 6 2 号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 1 9 議案第 6 3 号 指定管理者の指定について (柴田町地区集会所)
- 第 2 0 議案第 6 4 号 指定管理者の指定について (柴田町地域福祉センター)
- 第 2 1 議案第 6 5 号 指定管理者の指定について (柴田町新農業構造改善センター)
- 第 2 2 議案第 6 6 号 指定管理者の指定について (柴田町農村公園)
- 第 2 3 議案第 6 7 号 指定管理者の指定について (柴田町観光施設及び柴田町太陽の村)
- 第 2 4 議案第 6 8 号 指定管理者の指定について (柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場)
- 第 2 5 議案第 6 9 号 令和 5 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 2 6 議案第 7 0 号 令和 5 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 2 7 議案第 7 1 号 令和 5 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 2 8 議案第 7 2 号 令和 5 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 2 9 議案第 7 3 号 令和 5 年度柴田町下水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時30分 再会

○議長（高橋たい子君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和5年度柴田町議会3月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番平間幸弘君、10番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。3月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から3月19日までの19日間、うち3月2日、3日、7日及び3月9日から18日までを議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質6日間と意見が一致いたしました。よって、3月会議の開催期間は本日から3月19日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から3月19日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、3月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

次に、令和6年2月8日の全国町村議会議長会表彰において、柴田町議会が2年連続で町村議会表彰を受賞いたしましたので報告いたします。これもひとえに各議員の皆様だけでなく、執行部の皆様のご協力があったためのものであります。心から感謝を申し上げます。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 3月会議、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

報告事項は4件でございます。

まず、新型コロナワクチン集団接種について申し上げます。

令和3年5月10日から船迫生涯学習センターで行ってまいりました新型コロナワクチン集団接種は、令和5年12月23日をもって終了いたしました。

集団接種では、約2年8か月で486日、延べ8万5,564回の接種を行いました。

接種が始まった当初は、会場の混乱などもありましたが、柴田町医師団やみやぎ県南中核病院の先生方、看護師等の協力を得て、無事終了することができました。

また、集団接種を実施している期間中は、船迫生涯学習センターが利用できず、船迫地区の方々には大変ご不便をおかけいたしました。

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種は、65歳以上の方などを対象に定期接種に位置づけられて実施されます。

今後とも町医師団の協力をいただきながら、今回の新型コロナウイルス感染症に係る様々な経験を生かし、感染対策や予防接種事業に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

2点目、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金事業及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の進捗状況について申し上げます。

本年度、電力やガスなどのエネルギー、食料品価格高騰の影響を受けている住民や地域経済を支援するために取り組んでいる7つの支援施策の進捗状況についてご報告いたします。

1点目、ゼロ歳児から5歳児までの乳幼児を保育する世帯の生活を支援するため、2万円を支給する「エネルギー物価高騰等に直面する乳幼児保育世帯への給付金事業」は、2月15日現在で1,093世帯に支給し、対象となる世帯への支給は終了いたしました。

2点目、小中学校に就学する児童生徒の給食費相当額を一定期間支援する「原油価格・物価高騰等に直面する小中学生世帯への学校給食費負担軽減事業」については、11月から2月期までの4回分の学校給食費の無償化を行いました。

3点目、高校生がいる世帯の生活を支援するため、2万円を支給する「エネルギー・物価高騰等に直面する高校生世帯への給付事業」は、2月15日現在で866世帯に支給し、進捗率は86.6%となっており、3月末に対象世帯への支給が終了する見込みです。

65歳以上の高齢者世帯の生活を支援するため、1万5,000円を支給する「エネルギー・物価高騰に直面する高齢者世帯への生活支援臨時給付金事業」は、2月27日現在で1,769世帯に支給し、進捗率は80.9%となっており、3月末に対象世帯への支給が終了する見込みです。

5点目、在宅介護サービス及び在宅障がい児福祉サービスを利用している方を支援するため、2万円を支給する「エネルギー・物価高騰等に直面する在宅介護サービス及び在宅障がい児者福祉サービス利用者への給付金事業」は、2月27日現在で832人に支給し、進捗率は73.1%となっており、3月末に対象者への支給が終了する見込みです。

6点目、エネルギーや食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮し、特に家計への影響が大きい低所得者世帯へ3万円を給付する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業」は、10月31日現在で3,301世帯に支給し、対象となる世帯への支給は終了いたしました。

また、7万円の追加交付となった「住民税非課税世帯等に対する追加臨時特別給付金給付事業」は、2月27日現在で3,316世帯に支給し、進捗率は78.4%となっており、3月末に対象世帯への支給が終了する見込みです。

7点目、医療機関、幼児教育、保育事業所及び介護サービス事業所等の負担を軽減するため、エネルギー等価格高騰分を支援金として支給する「エネルギー物価等高騰に直面する社会生活サポート事業者支援金事業」は、32医療機関、3幼稚園、2保育所及び8小規模保育所等に668万円の支援金を支給し、事業は終了しました。

また、介護サービス事業所等への支援金については、2月27日現在で14介護サービス事業所及び6障がいサービス事業所に計1,080万円の支援金を支給しており、3月末に4介護サービス事業所及び4障がいサービス事業所に計306万円の支援金を支給し、事業が終了する見込みです。

以上、7つの支援施策の進捗状況についてのご報告といたします。

3点目、新図書館建設の進捗状況について申し上げます。

新図書館の建設に関しては、令和4年度末に基本構想の策定支援業務を業者に委託し、令和5年度中に新図書館建設検討委員会を5回開催しました。

令和5年6月から7月にかけて、18歳以上の住民1,000人や、町内の中学校、高校に通う生徒715人を対象にしたアンケート調査を実施するとともに、町民ワークショップ、住民懇談会、図書館建設検討委員会などから出された町民の様々な意見を反映した柴田町新図書館基本構想（案）を策定し、令和6年1月4日から2月2日までパブリックコメントを行い、74人の方からご意見をいただきました。

2月16日に開催した第5回新図書館建設検討委員会において、パブリックコメント等で寄せられた意見等を踏まえ、基本構想（案）を再度検討し、修正を行った後、2月22日の第4回都市再生整備計画推進本部会議において新図書館基本構想を決定したところでございます。

次に、基本計画や基本設計、実施設計を行う図書館建設設計業務委託については、プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するとしており、令和6年1月16日にプロポーザル実施要項を公表し、10者からの参加申込みがありました。

2月20日に書類選考による第1段階審査で4者を選定し、2月27日にプレゼンテーション及びヒアリングを行い、優先交渉権者を決定いたしました。

2月29日に開催した第5回都市再生整備計画推進本部会議において審査結果を報告し、その後、ホームページに公表いたしました。優先交渉権者は、株式会社山下設計東北社です。

今、会社概要を配付させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時43分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

○町長（滝口 茂君） 今お示しました山下設計東北支社と、令和6年3月中旬までに契約を締結する予定となっておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

4点目、船迫小学校6年生による子ども議会の開催について申し上げます。

子ども議会は、社会科の学習で政治の働きや日本国憲法などについて学ぶ小学校6年生を対象に、議会の仕組みや柴田町についての理解を深めることを目的として、毎年開催しております。

す。

今回は、令和6年2月2日に船迫小学校の6年生61人を対象に開催いたしました。児童代表の8人の議員から、「夢にむかって！笑顔咲きほこる柴田町」のテーマに沿って、「歩道の整備」「大学生との交流を生かした活動」「町図書館を様々な人が集う交流の場に」など、身近な視点で幅広い分野から質問をいただきました。

これらの一般質問は、子どもたちが実際に現地に足を運んで調べたものであり、まとめた内容が伝わりやすくなるよう、議場で写真を提示するなどの工夫がなされておりました。

この子どもたちの思いを酌み取り、町としても真摯に答弁したところでございます。

子どもたちからは、「希望あふれる町になるように、自分たちができることを考え続け、行動に移していきたい」という言葉をいただきました。

町といたしましても、未来の柴田町を担う子どもたちの目線をこれからも大切にし、より丁寧なまちづくりを目指していきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上でございます。

ちょっと読み間違いがございました。「エネルギー価格等高騰に直面する社会生活サポート事業者」ということでございます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いします。質疑ありませんか。13番大坂三男君。

○13番（大坂三男君） ただいまの図書館関係の業者選定の件でお伺いします。

ただいま頂いた資料によりますと、この近辺の東北地方関連の実績ということで出ていますが、柴田町がこの山下設計さんを選んだ判定基準といたしますか、ほかと比べてどういうところが優れているという判断をされてこの選定になったのか、お伺いします。

その中で、東根、名取、福島を見ますと、図書館というのが東根と名取で、福島市のほうはありませんね。それで、どれだけ図書館に関しての実績、それと、図書館に関して運営面とかソフト面での専門家というのがこの中におられて、図書館部分に対してかなり優れた業績が示されるということを判断の上で採用されたのかをお伺いしたいと思います。

それで、今回柴田町では都市構造再編集中支援事業ということで、22億円を目標にあの辺の一带の整備を計画しているんですけども、その22億円の部分でのこのたびの提案なのか、13.5億円の図書館部分に関しての提案なのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） プロポーザル、どのような点を審査して選んだのかということですが、設計者選定審査委員会というものを開催いたしまして、そちらで5人の審査委員の方に審査いただきました結果、1者の優先交渉権者を選定したということになりますが、プロポーザルの実施要項にも示させていただいたんですが、この後、審査経過ですとか審査委員長の講評等についてまた改めてホームページのほうに公表するようになりますので、そちらのほうで確認というふうにしていただければと考えているところでございます。

それから、運営面ということですが、柴田町の運営面ということになってまいると思うんですが、今回は基本計画の段階でどのような部屋があつて、どのような面積で、どのような使い方をするという話合いはいたしますので、その中でも柴田町の図書館をどういうふうに、基本構想でも示した内容を基本計画で少しずつ具体的にしていくという話合いになりますが、前から申し上げたとおりワークショップ等を行って皆様から意見をいただくとともに、あとは今回選ばれた山下設計さんにはワークショップという形を取っていただくのと併せて、以前からお話ししておりました紫波町図書館のほうで運営のほうにも関わってらっしゃる山崎先生のご意見をいただきながら、基本計画の段階で話をしていくようになると思います。

それから最後、22億でのプロポーザルなのか13億なのかということなんですが、プロポーザルの実施要項の中では13億5,000万円ということでプロポーザルの審査を行っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。

町政報告の1ページ目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の件で（3）高校生がいる世帯の生活を支援するためというふうにあるんですが、以前この事業の概要を示された資料を確認しますと、高校生世代がいる世帯というふうに給付対象になっているんですが、これは高校生がいる世帯のみを対象にしたというふうに変更されたということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） お答えしたいと思います。

高校生ということで町政報告のほうには記してございますが、当初から変わらず高校生世代ということで給付事業をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。11番吉田和夫君。

○11番（吉田和夫君） 11番吉田和夫でございます。

先ほどの石森さんとちょっとダブるかも分かりませんが、新型コロナ感染症、あるいは物価高騰の臨時交付金の件ですけれども、100%になっているところはいいとしても、先ほど言った高校生の世帯についてはまだ86.6%の進捗率ですし、4番の65歳以上のエネルギー物価高騰については80%、在宅サービスについては73.1%というふうになっているんですけれども、これから1か月間あるわけですけれども、啓発活動は行っていると思うんですけれども、これは100%近くまでいくのかどうか、ここだけ確認したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 3月末ということでの期限はあるんですけれども、できるだけ期限内に手続きをいただくようにしているところではございますので、辞退する方ともいっしょなわけなんですけれども、できる限り申請手続きをいただくように努めてまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 報告第20号 専決処分の報告について（柴田町監査委員に関する条例及び柴田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

日程第5 報告第21号 専決処分の報告について（柴田町給水条例及び柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例）

日程第6 報告第22号 専決処分の報告について（柴田町保育所条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第20号専決処分の報告についてから日程第6、報告第22号専決処分の報告についてまで、以上3件について一括して報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第20号から報告第22号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、いずれも条例中の法律の引用条項または所管庁の移管に伴う改正と字句

の修正によるものです。

報告第20号柴田町監査委員に関する条例及び柴田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び報告第22号柴田町保育所条例の一部を改正する条例については、地方自治法が改正されたため、また報告第21号柴田町給水条例及び柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例については、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が改正されたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第8項及び第9項の規定により専決処分しましたので報告するものです。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては報告番号及びページ数を示して行ってください。質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号から報告第22号まで3件の専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第7 報告第23号 専決処分の報告について（令和4年度町道富沢16号線道路改良工事（その2）請負変更契約について）

○議長（高橋たい子君） 日程第7、報告第23号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第23号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、令和4年度柴田町議会3月会議で議決をいただいた令和4年度町道富沢16号線道路改良工事（その2）請負契約の変更によるものです。

主な変更内容は、のり面保護工の追加及び県道交差部における舗装面積の増加に伴い、請負契約の変更が必要となったため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分しましたので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、補足説明をいたします。

報告書23ページをお開きください。

専決処分書です。

専決処分日は令和6年2月5日です。

専決処分の契約に係る内容について説明いたします。

令和4年度町道富沢16号線道路改良工事（その2）請負契約については、令和5年3月6日に議決をいただき、株式会社四保工務店と契約を締結しております。

その後、町長が報告理由として申し上げましたとおり、のり面保護工の追加などに伴い、工事内容の一部に変更が生じたことから、増額の変更契約を締結しました。

当初の契約金額2億6,400万円に424万8,200円を増額して、変更後の契約金額を2億6,824万8,200円としたものです。

財政課からは以上です。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 続きまして、詳細説明をさせていただきます。

それでは、報告第23号関係資料をご覧いただきたいと思います。

最初にお断りをいたします。

町道富沢16号線道路改良工事（その2）につきましては、主要地方道亙理村田蔵王線の交差点部のサニータウン側に組立て式の歩道を設置する工事が含まれておりまして、地盤改良工事の工種がありましたけれども、地盤の詳細調査によりまして、部分的な薬液の注入のみで大丈夫であるとの判断になりましたことから、地盤改良の費用はほとんどが減額となっております。

こちらの関係資料は、当初契約時にお示ししました資料をベースに変更部分を表記しましたために、ただいま申しました歩道部の地盤改良の関係は表記されておきませんので、申し添えたいと思います。

改めまして資料をご覧ください。

まず、資料の表記についてですが、上側に町道富沢16号線の全体平面図、中央左側に主要地方道亙理村田蔵王線との交差点部の標準断面図、その右側に主要地方道亙理村田蔵王線との交差点部の平面図、左下に町道富沢16号線標準断面図、そして右下に変更工事の概要を記載しております。図上、変更部分は朱色で表記してございます。

変更の内容につきましては、右下に表記の変更工事概要でご説明をいたします。

まず1点目が町道富沢16号線の起点・終点部の最終調整で必要な上層路盤工と舗装工、それぞれ220平方メートルの増工。

2点目が、雨天時におきましてのり面の洗掘が確認されておりますので、のり面保護の必要性に鑑みまして、工事区間全体に防草シートを施す増工として4,930平方メートル。

3点目が、主要地方道亙理村田蔵王線の交差点部分に右折レーンを設ける工種におきまして、高さの調整が必要になりましたので、表層の舗装工といたしまして1,810平方メートルの増工。

最後に4点目といたしまして、同じく主要地方道亙理村田蔵王線の交差点部ののり面保護のために防草シート及び植生シートをそれぞれ900平方メートルと970平方メートルを施します内容を増工とさせていただきますものになります。

いずれにつきましても、宮城県と協議、指導をいただきまして変更させていただいたものになってございます。

以上で変更内容の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

報告第23号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第8 施政方針

○議長（高橋たい子君） 日程第8、施政方針に入ります。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 本日、ここに令和5年度柴田町議会3月会議が開会され、令和6年度一般会計予算をはじめとする関係諸議案をご審議いただくに当たり、私の町政に対する基本方針と概要を申し述べ、議員各位及び町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

「はじめに」

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行して以来、私たちの生活は以前の平常な状態に戻りつつあるように見えます。しかし、まだまだ世の中が安定したとは言えず、ロシアによるウクライナ侵攻や円安などが要因となったガソリン、灯油、電気、ガス等のエネルギーや食料品など生活必需品の価格高騰が家計や企業の経営を直撃しております。

また、今年、新年早々に令和6年能登半島地震が発生し、家屋の倒壊などによる多数の死傷者が確認され、道路の陥没や液状化、土砂崩れ、火災や津波の発生など、私たちが経験した東

日本大震災に匹敵する大規模な地震災害となってしまいました。改めて自然の脅威に畏怖の念を抱き、災害に対する備えを怠ってはならないことを思い知らされたところでございます。

今後はこうした喫緊の課題への対応はもとより、地球温暖化による気候変動がもたらす環境の変化、エネルギーや食料問題、紛争や内戦、貧困や差別などの地球規模での問題、また、人口減少や少子高齢化といった我が国特有の構造的な社会問題、頻発する自然災害や事件・事故、人手不足、孤独死やいじめなど、多岐にわたる問題に取り組んでいかなければなりません。人類が安定してこの世界で暮らし続けることができるのか、また、我が国が再生することができるのか、先が見えない不確実な時代を迎えております。

特に地方においては人口減少や少子高齢化、若者の流出、地域産業の衰退などの問題が年々深刻度を増してきております。昨年12月、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の地域別将来推計人口によれば、2020年と2030年との比較において、仙南2市7町の人口は10年間で約2万人減少し、柴田町の人口も2,476人減少の3万5,795人となり、65歳の高齢者は1万1,412人で、高齢化率は31.9%と推計されております。

柴田町や他の仙南地域においても、人口減少が地域経済を縮小させ、若者の流出に拍車をかけ、さらに人口減少を加速させるといった、負のスパイラルに陥るリスクが高まっております。

こうした負のスパイラルを断ち切る対策として、国は出生率を向上させるための子育て支援策や、地方への移住・定住を促す地方創生を推進してきました。しかし、想定する成果が生まれるまでにはかなりの時間が必要と言われております。その間にも、東京一極集中は再び加速し、地方都市の消滅も現実的なものになりかねない状況となっております。これからは、もはや高度経済成長のような人口の増加は望むべくもなく、この先も人口が減少していくことを前提とした中での持続的な成長戦略が必要となってまいります。

その新たな成長戦略を後押しするのが、デジタル技術をはじめとした先端技術の普及です。あらゆる場所がインターネットで瞬時に世界とつながるデジタル社会への変容は、地域が抱える課題の解決や、便利で快適なサービスの提供、また、ITを駆使したコンテンツやソフトウェア開発を行う企業の進出を促します。空間的なハンディキャップをカバーするデジタル社会の進展は、地方の閉塞感を打破する原動力になり得るものと期待されております。

今後、アナログ社会からデジタル社会への移行が進むにつれて、これまでの私たちの考え方やライフスタイル、働き方は大きく変わってきます。

経済的な豊かさを第一義に求め、拡大を続けてきた20世紀型の社会経済モデルは行き詰ま

り、新たな未来においては、地球の限界を踏まえた中での循環型経済への移行と、人口が減ったとしても、そこに住む人たちが健康で不自由なく共に暮らせるウェルビーイングを基本とする22世紀型の社会経済モデルへと転換していくことが求められております。

国の令和6年度の地方財政計画においては、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、子ども・子育て政策の強化などの行政課題に対応し、安定的な行政サービスを行うために必要な一般財源の総額を、前年度に比べて約5,545億円増の62兆7,180億円としています。また、地方交付税においても約3,060億円増の18兆6,671億円が確保されております。

一方、地方財政における一般財源不足の振替財源である臨時財政対策債については、令和5年度の9,946億円から5,402億円が削減され、4,544億円とされております。

そのような状況の中で、柴田町の令和6年度一般会計当初予算は、当初予算として過去最大となった前年度から0.8%増となる140億145万円となりました。

歳入については、地方財政計画において地方交付税と臨時財政対策債を合わせた総額が減額となることから、町でも減額を見込んでおります。

町税については、4,990万円減の42億5,148万円を計上しております。

固定資産税については、新築家屋や償却資産の増加が見込まれるため、前年度から4,092万円を増額しております。

一方で、国の定額減税の影響によって、町民税は約1億4,700万円の減額になる見込みですが、減額分については地方特例交付金において収入を見込んでおります。

歳出については、令和6年12月に開館する（仮称）柴田町総合体育館の指定管理委託料や賃料が発生するため、教育費が増加しております。

また、民生費では、令和7年4月に槻木地区に私立認可保育所が開設できるよう、民間事業者に施設整備補助を行います。

さらに、令和5年度の国の補正予算とも連動しながら、都市構造再編集中支援事業の新図書館建設設計業務及び学校施設環境改善交付金事業の小中学校防犯対策施設整備等に取り組んでまいります。

次に、性質別では、義務的経費である人件費、扶助費、公債費の合計が約62億3,000万円と、予算全体の44.5%を占めております。

令和2年度に小中学校の大規模改修工事を実施した際に財源として借り入れた町債の元金の償還開始や、社会保障経費である扶助費が年々増加しております。

原油価格、物価の高騰及び労務単価の上昇により、電気料、施設の管理委託料が増加してい

るため、歳出と歳入との乖離が大幅に拡大したことから、予算編成においては財政調整基金から3億8,404万9,000円の繰入れを行いました。

また、教育環境の充実など、寄附者の意向に沿った事業に対し、ふるさと柴田応援基金繰入金5億5,494万5,000円を充当するなど、例年になく厳しい予算編成となったところでございます。

その結果、一般会計と3つの特別会計、水道及び下水道事業会計とを合わせた予算総額は、前年度比約2,970万円増の247億5,017万3,000円となりました。

今後の予算編成においては、これまで以上に経常経費の抑制を行うとともに、一方で、引き続き町債の借入れ抑制を図っており、令和6年度末の町債残高は約10億5,000万円の減額になると見込んでおります。

今後とも財政の健全化に配慮し、最小の経費で最大の効果を発揮すべく、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、中長期的な財政見通しも視野に入れた財政運営を行ってまいります。

3点目、主な施策の概要でございます。

柴田町は、仙台都市圏に近く、仙台空港や高速道路へのアクセスも良好です。また、自然環境が豊かで、ボランティア活動や文化、スポーツ、まちづくり活動も盛んであることから、住みよく、持続的な発展に向けたポテンシャルは高いものがあります。

令和6年度においては、地球規模での課題、我が国特有の社会問題を意識しながら、コンパクトで災害に強く、快適でにぎわいのある町なかで安心して子どもを産み育て、誰もが健康で穏やかに暮らせるウェルビーイングな社会づくりを地域レベルから目指してまいります。

まずは、時代の転換における様々な課題を住民、企業、各種団体等と連携しながら一つずつ解決し、多くの住民が自分の住むまちに誇りと愛着を持ってもらえるよう、5つの政策目標を掲げ、推進してまいります。

1つに、生活を支える社会インフラの整備でございます。

柴田町のまちづくりの基本方針となっているコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の骨格となる町道富沢16号線が、14年間の歳月と約15億円を費やし完成したことで、槻木市街地と富沢、上川名地区への往来がスムーズになりました。

また、今後は槻木市街地と四日市場地区間との交通アクセスを改善するため、新たに町道四日市場1号線外2路線の道路改良事業を国に要望しているところです。

さらに、県道亘理村田蔵王線の成田地区での道路改良工事が進むことによって、槻木工場適

地周辺エリアは東北自動車道や常磐自動車道、国道4号へのアクセス条件が数段よくなることから、工場立地に関する問合せが多くなっております。今後、県と連携しながら、工場立地に関する最適な情報の提供に努めてまいります。

ライフラインを担う水道事業については、西船迫四丁目や松ヶ越二丁目の布設替えに加え、新たに下名生剣水地区、入間田塚谷地区の配水管布設替工事と馬場第二ポンプ場次亜塩素素注入装置更新工事を実施します。

生活環境を整える下水道事業については、西船迫地区の老朽管を長寿命化する工事を行い、未整備地区である船岡上大原地区や剣崎二丁目地区に加え、下名生剣水地区の污水管渠等整備工事を実施し、新たに上名生地区への下水道整備を進めるための実施設計に着手します。

次に、安全・安心なまちづくりを進めるために、ハード面では令和3年に完成する鷺沼排水区5号調整池の機能を最大限発揮できるよう、鷺沼1号雨水幹線の延伸、また、新たに大住町地区における鷺沼4号雨水幹線整備工事に着手するための実施設計を行ってまいります。

さらに、ソフト面では、逃げ遅れゼロを目指し、内水浸水想定区域図や内水ハザードマップの作成及び雨水管理総合計画の策定を進めてまいります。

加えて、元日に発生した令和6年能登半島地震規模の地震災害が町内でも発生すると想定し、改めて町が常備している毛布などの備蓄品や非常食の在庫状況の確認を行い、不足分などについては優先避難所ごとに補充してまいります。

あわせて、水害や震災などの自然災害は必ず起こることを前提に、引き続き防災ハザードマップのマイ・タイムラインを使い、住民一人一人の防災意識を高めるとともに、地域における防災力や減災力の向上に努めてまいります。

2点目、魅力的な都市環境の整備と居場所づくりであります。

近年、新たな行政ニーズとして、安全性や利便性のよさに加え、自宅や学校、職場でもない居心地のよい場所、いわゆるサードプレイスに対する関心が高まっています。サードプレイスは、ストレスがたまる毎日の生活から解放されて、緑豊かな環境や快適な空間の中でゆったりとリラックスでき、また、自由に人が集まることができる場所として、今後の都市基盤を構成する大変重要な要素となってきました。

今回、都市再生整備計画に基づく国の都市構造再編集中支援事業を活用した新図書館の建設については、知の拠点や交流連携拠点、心安らぐ居心地のよい場所として、まずはプロポーザル方式で選定した業者と連携しながら、多くの住民や図書館関係者との意見交換を踏まえて、柴田町の身の丈に合った図書館の基本計画、基本設計及び実施設計を行ってまいります。

あわせて、新図書館としばたの郷土館及び船岡城址公園の麓に整備するみんなの広場をつないで、歩いて楽しいウォーカブルな空間として、町道船岡西7号・8号・11号線の整備に着手します。

また、快適な空間づくりの一環として、新栄通線沿線におけるポケットパークの整備、西船迫2号公園においては、老朽化した複数の遊具を撤去し、新たに複合遊具に更新します。

次に、県内では初めてPPPに基づくリース方式を採用した（仮称）柴田町総合体育館の施設整備については、事業の進捗管理を行うモニタリング業務を実施しながら、令和6年12月の供用開始を目指してまいります。

利用者が生涯スポーツを楽しむことができるよう、また、子どもから高齢者まで利用しやすい施設となるよう、速やかに開館時間や利用料金減免に関する条例や規則を制定してまいります。

今後、美しく便利でおしゃれな町並みの形成や、若者が集まり、新たな生活文化の創造や地域活動の拠点となる施設を整備し、若者が活躍できる舞台づくりを進めることで、若者の町外への流出に歯止めをかけてまいります。

また、柴田町への移住・定住を促すため、昨年12月に宮城県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会宮城県本部との間で「柴田町空き家バンク事業に関する協定書」を締結しましたので、令和6年度から地域おこし協力隊員を起点に、情報の発信や不動産業界との連携、相談業務を本格化してまいります。

3点目、子どもたちの健やかな育ちと学びを支援する環境づくりでございます。

まず、子どもたちの健やかな育ちを支援する環境づくりですが、国は異次元の少子化対策として児童手当や給付金など子育て世帯への経済的支援の強化を打ち出しております。しかし、柴田町が独自に子育て世帯に対する経済的支援を行うことは財政上困難でありますので、町としては安心して子育てができる環境の整備に力を入れてまいります。

具体的には、1つに令和7年4月に槻木地区において新たに定員約70人規模の保育園が開設できるよう、民間事業者を支援してまいります。

2つに、槻木保育所は老朽化が著しいことから、公立保育所の民営化ガイドラインに基づき、対象となる槻木保育所の個別計画を公表してまいります。

3つに、船岡地区には児童館がないことから、令和6年3月末で閉園する第一幼稚園を改修して、令和7年4月に船岡地区では初めてとなる自由来館型の児童館を開設するとともに、現在100人となっている船岡放課後児童クラブの定員を40人増やし140人としてまいります。

4つに、子ども家庭課で子ども家庭支援員が中心となって行っている子どもなどに対する虐待への対応や相談業務などと、健康推進課で保健師が中心となって行っている各種相談支援業務等を一体化して支援する「こども家庭センター」を令和7年4月に開設できるよう、準備を加速させてまいります。

次に、学びを支援する環境づくりについては、国の学校施設環境改善交付金を活用し、西住小学校と船岡中学校の体育館のLED化や、各学校の防犯機能の強化を図るため、インターホンやオートロックを整備してまいります。

また、不登校児童への支援については、関係機関との連携を強化するとともに、柴田町子どもの心のケアハウスや学び支援教室（ほっとルーム）、別室登校等児童生徒支援事業などを通じて、学びの環境を整えてまいります。

さらに、子どもの体力低下問題の解決に向け、子どもの発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きや身体能力を高める運動プログラムづくりを、学校や保育所、幼稚園と連携して取り組んでまいります。

4点目、ウェルビーイングな社会の実現であります。

住民誰もが地域においてそれぞれに役割を持ち、他人事ではなく自分のこととして主体的に社会参加し、支え合いながら、住みなれた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現が求められています。

そのため、令和6年度においては、第2期柴田町地域福祉計画及び柴田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、第7期柴田町障害福祉計画・第3期柴田町障害児福祉計画をスタートさせ、介護、医療、保健福祉など様々な面から高齢者や障がいのある方を包括的に継続して支援してまいります。特に晩年を心置きなく充実して生きるための術となるエンディングノートを終活の一助として普及させてまいります。

次に、健康づくりに関しては、全ての住民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活できることを目指した第2期健康しばた21や、包括的に自殺対策を進めるために策定した柴田町自殺対策計画が令和6年度で終了します。そのため、これまでの計画の進捗状況や新たな課題を踏まえた上で、令和7年度から始まる次期計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

また、がん検診事業の充実を図るため、子宮がん検診では実施期間の延長により受診しやすい体制を整えます。

胃がん検診では、令和7年度から内視鏡検査を実施できるよう、町内医師会等と協議をしてまいります。

さらに、町内歯科医師会の協力をいただきながら、今年9月を目標に（仮称）柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例を制定し、歯と口腔の健康に関する知識の普及や歯科健康診査などの施策をより一層強化してまいります。

5つ目、デジタル社会・脱炭素社会に向けた取組であります。

急速な進展を見せる社会のデジタル化に乗り遅れることがないように、（仮称）柴田町デジタル田園都市構想総合戦略を策定し、デジタル化の恩恵を住民が享受できる取組を通じて、住民の暮らしの質の向上や地域の活性化を図ってまいります。

具体的には、柴田町DX推進計画に基づき、AIやRPAといったデジタル技術を活用する業務の拡大、柴田町公式LINEの普及の促進、また、これまで電話や紙による施設予約の受付管理を行っていた社会教育施設の予約管理業務にオンライン施設予約・決済サービスシステムを導入し、利用者の利便性の向上と行政コストの削減を図ってまいります。

観光施設においては、デジタル技術を活用し、新たな切り口からの観光コンテンツの開発やイベントなどの情報発信、旅行者の利便性の向上等を図るための観光DXを推進してまいります。

また、農業施策においても、自動走行トラクターの導入や、農業用ドローンによる農薬散布、収穫作業と同時にもみの収量及び食味を計測できる高性能コンバイン等を導入することで、人手不足の解消や農作業の効率を図るスマート農業を推進してまいります。

次に、脱炭素社会に向けた取組については、昨年12月に太陽光をはじめとする再生可能エネルギー発電事業が、豊かな自然環境や美しい景観及び地域住民等の安全・安心な生活環境と調和した中で推進できるよう、柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を制定しました。令和6年4月1日から施行となりますので、この条例を広く周知し、適切で円滑な運用を図ってまいります。

また、ゼロエミッションに向け、4R運動をさらに推進するため、これまで隔週だった容器包装リサイクルの収集を4月から毎週火曜日に変更することで、適切な分別を促し、家庭から出される燃やせるごみを減らします。

さらに、今年2月に船迫生涯学習センター駐車場に新たに資源ごみストックヤードを設置しましたので、今後も町内3か所となった資源ごみストックヤードの利用を広く周知し、資源のさらなる回収に努めるとともに、昨年大変好評だった衣料の集中回収日の拡大を図り、家庭から再資源化を進め、ごみの排出量を少なくしてまいります。

加えて、人工林の適正な管理や間伐による森林の育成保全を通じて、森林によるCO₂の吸

収量の増加につなげ、カーボンニュートラルへの一助としてまいります。

「おわりに」

柴田町は、人生100年時代に突入した中での医療、介護、福祉等の社会保障費の増加、次世代を担う子どもたちの誕生や成長を応援する子育て支援策の拡充、施設の老朽化への対応などによって、財政の硬直化が予想以上に進んでおります。

また、自治体職員の成り手不足、特に技師や保育士、保健師の不足は深刻です。現在の組織運営は、一般職員、再任用職員、任期つき職員、会計年度任用職員で行っていますが、ますます増える業務に対し、一体感を持った対応がしにくくなっているなどの課題に直面しています。

そのため、今後、賃金と物価の好循環によって経済が回復し税収が回復するか、また、国の人材不足対策が功を奏するまでは、柴田町には耐える時間帯が続くこととなります。しかし、この間、ただ嵐が過ぎ去るのを待つのではなく、ピンチをチャンスと捉え、従来の政策戦略や組織運営をしっかりと見つめ直す時間にしてまいります。

まず、政策面においては、「花のまち柴田」の戦略を練り直し、さらなるバージョンアップや機を捉えたシティプロモーション活動を展開する中で、関係人口を増やし、さらに定住人口の増加へと誘導しながら、局面の打破を図ってまいります。

財政面においては、柴田町公共施設等総合管理計画に基づく槻木体育館の廃止や、船岡公民館、まちづくり推進センターの機能統合によるスリム化、槻木保育所や西船迫保育所、各児童館については、民間のノウハウを活用した施設運営の民営化を推進してまいります。

従前からの継続事業については、費用対効果の面から選択と集中を行い、また、新たなアプローチから事業のブラッシュアップを図ることで、財政の弾力性を取り戻してまいります。

特に地方自治体は、国の社会保障制度や子ども・子育て支援制度の最前線に立って政策を実行しています。自主財源に乏しい地方自治体が財政的に立ち行かなくなれば、国の政策も担保できなくなります。国が推進する社会保障政策や子ども・子育て施策を実現するに当たっては、地方の自主財源に影響を与えることのないよう、今後とも国と地方の財源配分の見直しを強く求めてまいります。

さらに、AIやSNSを使っての行政手続や対応業務など、業務の効率化や行政サービスの利便性の向上に努め、本格的なデジタル社会に的確に対応できる機動的で柔軟な組織体質へと改善してまいります。そのためにも、デジタル技術に精通した職員の確保や、職員及び会計年度任用職員等のスキルアップ、組織マネジメント力の向上に努めてまいります。

最後に、自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。今のところ、柴田町においては、当面、財政が劇的に好転する見込みが立たず、当面の間、試練の時間帯を過ごすこととなります。しかし、この我慢の時間帯は、柴田町が未来に向かって高く跳ね上がるための「臥薪嘗胆のとき」と捉え、今は柴田町の未来を見据え、新たにまいた苦労の種に努力という水をかけ、じっくりと芽を育て、将来満足という花を咲かせられるよう、日々研さんに努めてまいります。

どんなに苦しく、身動きが取れなくても、「朝の来ない夜はない」ことを支えに、いずれ視界が開けるときの来ることを胸に抱き、粛々と町政を運営してまいります。

以上でございます。

数字等の間違いを訂正させていただきます。

「生活を支える」ところで、「今年3月」を「令和3年」と読んでしまいましたけれども、今年3月に完成するというところでございます。

それから、「デジタル社会・脱炭素社会」を「酸素」と読んだようでございます。

あとは、「昨年大変好評だった衣料」は「衣類」の読み間違いでございます。

「これまで隔週だった容器包装プラスチックの収集」を「容器包装リサイクル」と読んでしまったようなのですが、容器包装プラスチックの収集日を4月から毎週火曜日に変更するというところでございます。

失礼しました。

○議長（高橋たい子君） お諮りいたします。施政方針に対する質疑は、当初予算審議の際に総括質疑の中で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

なお、令和6年度各種会計予算についての総括質疑の要旨は、議会運営委員会の協議の結果、本日午前9時30分まで議長へ提出となっております。

総括質疑は5名の議員から提出がありましたので、お知らせいたします。

総括質疑は3月8日に行います。

ただいまから休憩いたします。

午後2時50分再開といたします。

午後2時35分 休 憩

午後2時50分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

お諮りいたします。日程第9、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第10、議案第54号固定資産評価審査委員の選任について、日程第11、議案第55号固定資産評価審査委員の選任については、人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

ただいまから休憩いたします。

なお、議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午後2時51分 休憩

午後2時58分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋たい子君） 日程第9、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、木島基子氏が令和6年6月30日をもって任期満了となることから、その後任として阿部八千代氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

阿部氏は令和5年3月まで地方公務員として柴田町役場に勤務し、児童館、幼稚園、保育所と、長年にわたり子どもの育成に力を注がれました。現在も柴田町の再任用職員として、子どもをめぐる様々な問題の解決に積極的に取り組んでおられます。

つきましては、これまでの経験で得られた知見をもって、人権思想の普及高揚に努めていた

だけの適任者として、阿部八千代氏を新たに人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

日程第10 議案第54号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第54号固定資産評価審査委員の選任ついてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第54号固定資産評価審査委員会の委員の選任についての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員の武山昭彦氏は、令和6年3月31日をもって任期満了となります。

武山氏は、行政書士の資格を有し、長年柴田町役場で税務行政に携わった経験から、固定資産税業務全般に精通しており、現在は社会福祉法人常盤福祉会常盤園次長として活躍されております。

経歴からも、固定資産評価委員会設置の目的である固定資産の価格に係る不服審査の専門的知識を有しており、人格的にも温厚で、職務遂行能力も十分兼ね備えた方でございますので、委員に再任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第54号固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第54号固定資産評価審査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第11 議案第55号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第55号固定資産評価審査委員の選任ついてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第55号固定資産評価審査委員会の委員の選任についての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員の笠松富二夫氏は、令和6年4月13日をもって任期満了となります。

笠松氏は、二級建築士の資格を有し、長年国立宮城工業高等専門学校及び国立仙台高等専門学校で教職員として建築関係の教鞭を取られ、現在は全工連鉄骨工場評価員、東北地区溶接技術検定委員として活躍されております。

経歴からも、固定資産評価審査委員会設置の目的である固定資産の価格に係る不服審査の専門的知識を有しており、人格的にも温厚で、職務遂行能力も十分兼ね備えた方でございますので、委員に再任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第55号固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第55号固定資産評価審査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第12 議案第56号 柴田町健康づくり推進協議会設置条例

- 議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第56号柴田町健康づくり推進協議会設置条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第56号柴田町健康づくり推進協議会設置条例の提案理由を申し上げます。

この条例は、保健事業計画や歯科口腔保健事業など、町民の健康づくりに関する施策を、町長の諮問に応じて調査審議する柴田町健康づくり推進協議会の設置について定めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

- 議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

- 健康推進課長（佐藤正人君） それでは、議案第56号柴田町健康づくり推進協議会設置条例について詳細説明を申し上げます。

議案書9ページになります。

今回の設置条例ですが、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、保健事業計画や歯科口腔保健事業など、町民の健康づくりに関する施策を町長の諮問に応じて調査審議する柴田町健康づくり推進協議会の設置について定めるものです。

現在、柴田町健康づくり推進協議会は町の要綱で設置されておりますが、条例として設置し、地方自治法に規定されている附属機関として位置づけるための条例制定になります。

それでは、条例の内容です。

第1条、設置です。

町民の健康づくりを推進し、健康及び福祉の増進を図るために、柴田町健康づくり推進協議

会を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて、執行機関の附属機関として設置することを定めたものです。

第2条、所掌事項です。

町長の諮問に応じて、保健事業計画や健康づくり事業、歯科口腔保健事業などに関する事について調査審議することを定めたものです。

第3条、組織です。

委員は12人以内とし、町長が任命することを定めたものです。

委員の構成は、記載されている機関や組織を代表する方と、公募により選任された方を任命することと定めたものです。

第4条、任期です。

委員の任期を2年、そして再任を妨げないことと、補欠委員の任期を定めたものです。

第5条、会長及び副会長です。

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めるものと、その職務について定めたものです。

10ページをお開きください。

第6条、会議です。

会議の招集、開催要件、議決方法を定めたものです。

第7条、関係者の出席です。

会長が必要と認めたときには、委員以外の者の会議への出席を求め、意見または説明を聞くことができることを定めたものです。

第8条、庶務です。

健康推進課で庶務の処理を行うことを定めたものです。

第9条、委任です。

協議会の運営に関し必要な事項を別に定めるものです。

附則です。

第1項は、この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものです。

第2項は、諮問機関としての附属機関の委員の身分は、特別職の非常勤職員として位置づけられることから、その勤務の反対給付として報酬を支給するようになるため、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、健康づくり推進協議会委員の日額報酬6,700円と、1日の費用弁償500円を加えるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第13 議案第57号 柴田町住民投票条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第57号柴田町住民投票条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第57号柴田町住民投票条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、現行で規定している住民投票の投票資格者の年齢要件を、公職選挙法等の選挙権年齢に合わせて、満18歳以上の者に引き下げるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） それでは、議案第57号柴田町住民投票条例の一部を改正する条例の詳細についてご説明申し上げます。

議案書11ページをご覧ください。

まず、今回の条例改正の趣旨についてご説明いたします。

国政選挙や地方選挙における選挙権年齢等については、公職選挙法や地方自治法等において規定されており、既に満18歳以上への引下げの措置が講じられております。

一方、地方自治体における条例に基づく住民投票については、公職選挙法等の規定が適用されず、個別に条例を定める必要があることから、本町においては平成25年に柴田町住民投票条例を制定いたしました。

柴田町住民投票条例の改正を行う際は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第33条第1項の規定に基づき設置された柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会において検証する必要がありますが、このたび町長の諮問に応じて調査審議した結果が答申として提出されたことを受けて、本案件を上程するものです。

今回の改正内容についてですが、投票資格者の年齢要件を公職選挙法等の年齢要件に合わせ、改正前の満20歳以上から満18歳以上に引き下げます。また、併せて字句の整理を行います。

それでは、議案書の説明に入ります。

第3条、投票資格者の規定の改正です。

第1項では、投票資格者の年齢要件を改正前の「20年以上のもの」から、改正後では「18年以上の者」に改めます。

また、そのほかの改正については、条文で使用する漢字や平仮名の字句の表記など、軽微な修正を行うものです。

最後に、12ページ、附則です。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で詳細説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第14 議案第58号 柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第58号柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第58号柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できるようにするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） それでは、議案第58号柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

13ページをお開きください。

会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されます。

国の非常勤職員は既に勤勉手当が支給されていること、会計年度任用職員に対する期末手当

の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、また、本町のフルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員についても勤勉手当を支給するため、関連する条例の改正を行うものです。

第1条は、柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例になります。

表中の改正後の欄で説明をいたします。

第3条、会計年度任用職員の給与の第1項について、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、給与の種類に「勤勉手当」を加えるものです。

第12条、期末手当の第2項及び第3項について、文言整理のための改正を行うものです。

第12条の2、勤勉手当については、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る基準日、基礎額等を規定するために新たに設けるもので、内容については柴田町職員の給与に関する条例第19条を準用するものです。

第22条、期末手当の第1項について、次条に新たに設けるパートタイムの会計年度任用職員の勤勉手当についても、期末手当同様、1週間当たりの勤務時間が著しく短い者を支給対象から除くために「及び次条第1項」を加えるものです。

また、柴田町職員の給与に関する条例では「失職」は削除されていることから「失職」を削除し、さらに「均衡」を「権衡」に改めるものです。

第22条の2、勤勉手当については、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る基準日、基準額等を規定するために新たに設けるもので、内容については柴田町職員の給与に関する条例第19条を準用するものです。

続いて、第2条は職員の育児休業に関する条例の一部改正になります。会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い、実施していく上で必要となる改正を行うものです。

第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給の第2項については、基準日に育児休業している会計年度任用職員についても、基準日以前6か月以内に勤務した期間がある場合、勤勉手当を支給できるよう、改正前の「会計年度任用職員を除く」という内容の規定を削除するものです。

第8条、育児休業した職員の職務復帰後における号俸の調整については、第7条第2項で会計年度任用職員に係る規定を削除していることから、改めてここで会計年度任用職員に関して規定するものです。

第3条は、柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正になります。

第5条、扶養手当の第2項及び第6条、通勤手当については、文言の整理を行うものです。

第17条、会計年度任用企業職員の給与、第1項第1号については、パートタイムの会計年度任用企業職員に関する規定になりますが、給与の種類に「勤勉手当」を加えるものです。

また、第1項第2号については、フルタイムの会計年度任用企業職員に関する規定で、第1号と同様に給与の種類に「勤勉手当」を加え、さらに「退職手当」も加えるものです。

第2項は、「適用を受ける職員の例による」に表現を改めるものです。

附則です。

この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第15 議案第59号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第15、議案第59号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第59号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号保険料の所得段階を9段階から13段階に多段階化するとともに、低所得者層の保険料の軽減を図るものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 議案第59号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

議案書は19ページからになります。

改正の内容は、介護保険法施行令の改正に基づき、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、第1号保険料の標準段階、標準乗率及び公費

軽減割合についての見直しによる改正となります。

介護保険法に基づき策定を進めております第9期介護保険事業計画において、介護給付費等のサービス料や保険給付に要する費用の額等、保険料の水準に関する中長期的な推計を行い、第1号被保険者の保険料基準額を算定するものです。

介護保険料は、3年間の計画期間、令和6年度から令和8年度になります、高齢者数と認定者数を推計し、介護サービスの必要量を推計して、3年間の介護給付費を算出します。国・県・町で50%を負担し、27%が現役世代の40歳以上の第2号被保険者の保険料として支払基金で取りまとめ、残りの23%を65歳以上の第1号被保険者で保険料として負担するものです。

今回の改正ですが、第1号被保険者の保険料の改正で、令和6年度から令和8年度の3か年の期間になります。

最初に、議案第59号関係資料にてご説明いたします。

1枚目のA4判のものをご覧ください。

介護保険料の設定でございます。

第9期計画期間の介護保険サービスの標準給付費見込額と地域支援事業費は、総額約91億2,664万円と推計されます。これは合計欄の①と②を足した金額です。これに調整交付金や準備基金取崩額等により保険料収納必要額を算出し、第1号被保険者保険料基準額を求めています。これにより、保険料基準額は改正前と同様の月額5,600円の基準額とするものです。合計欄の一番下に記載の金額になります。

続きまして、同じ資料の2枚目のA3判縦長のものをご覧ください。

第9期介護保険事業計画保険料所得段階別一覧でございます。

表の右側が改正前、左側が改正後になります。

所得段階については、改正前の9段階から、改正後は多段階化により13段階に段階が増えます。所得段階が新設されるものです。

負担割合については、第4段階から第9段階までは改正前と同様です。

新たに新設となる第10段階から第13段階の負担割合は、基準額乗率が第10段階が1.9、第11段階が2.1、第12段階が2.3、第13段階が2.4となります。

また、第1段階から第3段階については、第1段階が基準額の乗率0.5から0.455に、第2段階が0.75から0.685に、第3段階が0.75から0.69となります。

さらに、低所得者保険料軽減負担金により保険料の軽減が図られますので、第1段階では軽減前の乗率0.455から軽減後の乗率0.285に、第2段階では0.685から0.485に、第3段階では

0.69から0.685の負担割合になるものです。

それでは、議案書19ページにお戻りください。

改正条項について説明いたします。

第2条、第1項は保険料率の改正になります。改正前、「令和3年度から令和5年度まで」とあるのを「令和6年度から令和8年度まで」に改め、第1号の介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者、「3万3,600円」を「3万570円」に、第2号に掲げる者、「5万400円」を「4万6,030円」に、第3号に掲げる者、「5万400円」を「4万6,360円」に改め、新たに「第10号 令第38条第1項第10号に掲げる者 12万7,680円」「第11号 令第38条第1項第11号に掲げる者 14万1,120円」「第12号 令第38条第1項第12号に掲げる者 15万4,560円」「第13号 令第38条第1項第13号に掲げる者 16万1,280円」の各号を加えるものです。

第2項から第4項までは、減額賦課に係る年度、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、第2項では保険料率を「2万160円」から「1万9,150円」に、続いて20ページになります、第3項では「6万3,600円」から「3万2,590円」に、第4項では「4万7,040円」から「4万6,030円」に改めるものです。

第4条、第3項では、賦課期日後において第1号被保険者の資格に関する移動等があった場合の規定において、所得段階が増えたことによる改正となります。

「又は第8号ロ」を「第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」と改め、「第8号まで」を「第12号まで」と改めるものです。

21ページ、附則です。

第1項、施行期日は令和6年4月1日から施行するものです。

第2項、経過措置は、第2条の保険料率については令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例とするものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 訂正ですか。はい、どうぞ。

○福祉課長（佐藤 潤君） 大変すみません。第2条、第1号の金額を読み間違えました。従前、改正前が「3万3,600円」です。訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか、皆さん。

本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

る基準等を定める条例

日程第17 議案第61号 柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第16、議案第60号柴田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、日程第17、議案第61号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第60号柴田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び議案第61号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、省令で定められている指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、事業所における人員配置の基準見直しや、身体的拘束等の適正化のための措置の義務づけなどを行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 議案第60号柴田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の詳細説明をさせていただきます。

議案書23ページからになります。

説明のほうですが、議案第60号関係資料でご説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

条例改正の経緯でございます。

令和6年1月25日付で国の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。

市町村が条例で定めている指定居宅介護支援サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、介護保険法の規定により「厚生労働省令で定める基準に従い、又は標準と

し、若しくは参酌すること」となっているため、省令改正に伴い、関連する条項について全部を改正するものです。

これまで条例と規則に分かれていたものを統合し、全部を改正するものです。

規則については、後日廃止予定です。

2、指定居宅介護支援事業についてですが、指定居宅介護支援事業を町内で行う場合には、町の指定を受ける必要があります。申請を行うことができる事業者は原則法人となり、指定期間は6年間となります。

居宅介護支援とは、要介護1から5の方を対象に、ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置し、利用者が適切なサービスを受けられるよう、各種相談を受け、ケアプランを作成し、各サービス事業者との調整やサービス利用回数と月限度額のマネジメントなどを行う在宅介護の拠点となる事業者です。

現在、町が指定している指定居宅介護事業者は8事業者になります。

居宅介護サービスについては、改正の項目です、主な項目ですが、「従業者の員数」の欄から、次の2ページの下のほうになります、「記録の整備」にかけての7項目における改正となります。

対象条文は、表の右側の各条項となります。

4、その他です。

施行期日については、令和6年4月1日となります。

なお、経過措置については、重要事項の掲示については1年間の経過措置になりますので、令和7年4月1日からの施行となります。

関連がありますので、議案第61号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の詳細説明を続けます。

議案書39ページから94ページまでが柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正、94ページから119ページまでが柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正、119ページから134ページまでが柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正になります。関連がありますので、併せて説明をさせていただきます。

説明のほうですが、議案第61号関係資料、A4、5ページのものでご説明させていただきます

す。

資料1 ページをご覧ください。

1、条例改正の経緯につきましては、令和6年1月25日付で国の省令、先ほどの条例と同様です。

市町村が条例で定める指定地域密着型介護予防サービス、指定居宅介護予防支援サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、介護保険法の規定により「厚生労働省令で定める基準に従い、又は標準とし、若しくは参酌すること」となっているため、省令改正に伴い、関連する条項について一部を改正するものです。

2、地域密着型介護予防事業者、指定介護予防支援事業者についてですが、指定地域密着型介護予防事業、指定介護予防支援事業を町内で行う場合には、町の指定を受ける必要があります。申請を行うことができる事業者は原則法人となり、指定期間は6年間となります。

指定介護予防支援事業者については、これまでは地域包括支援センターが指定を受け、必要に応じてケアプラン作成等を居宅介護支援事業者に委託する形が一般的でしたが、今改正から居宅介護支援事業者が独自に介護予防支援の指定を受け、事業を行う基準が定められました。地域包括支援センターでもある指定介護予防支援事業者と、地域包括支援センターではない指定介護予防支援事業者の2種類が存在するようになります。

対象となる事業者です。

地域密着型サービスとしては、記載の全9種類になります。地域密着型介護予防サービスとしては、記載の全3種類になります。違いは、介護予防サービスは要支援1・2の方が利用するサービスになります。

2ページをご覧ください。

現在、町が指定している地域密着型介護予防事業者ですが、それぞれ表記の事業者数になります。

介護予防支援とは、要支援1・2の方を対象に、ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置し、利用者が適切なサービスを受けられるよう、各種相談を受け、ケアプランを作成し、各サービス事業者との調整やサービス利用回数と月限度額のマネジメントなどを行う在宅介護の拠点となる事業者です。

現在、町が指定している指定介護予防支援事業者は表記の2事業者になります。

3、主な改正内容です。

地域密着型サービスについては、主な改正項目として「従業者の員数」「管理者」「管理者

による管理」の項目から、次の3ページの「緊急時等の対応」までの10項目における改正となります。

対象条文は、表右側の各条項となります。

続きまして、地域密着型介護予防サービスについては、主な改正項目として「管理者」「管理者による管理」の項目から、4ページの「協力医療機関等」までの9項目における改正となります。

対象条文は、表右側の各条項となります。

続きまして、介護予防支援サービスについては、同じく主な改正項目として「従業者の員数」「管理者」「内容及び手続の説明及び同意」「利用料等の受領」の項目から、次の5ページの「具体的取扱方針」までの7項目における改正となります。

対象条文は、表右側の各条項となります。

4、その他です。

施行期日については、令和6年4月1日となります。

なお、経過措置については、重要事項の揭示、身体的拘束等の適正化に係る経過措置については令和7年3月31日までとなり、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置、協力医療機関との連携については令和9年3月31日までとなります。

改正内容を条項ごとに説明いたすところでございますが、関係資料で説明のとおり、各サービスにおいて条例ごとに共通する改正点が大変多岐にわたりますので、条項ごとの説明は割愛させていただきますが、主要な改正点の内容及び共通する改正点として、今改正では特に居宅介護支援において介護支援専門員1人当たりの取扱件数の見直しがなされています。基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護、介護予防事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について見直しがなされました。

また、介護予防支援においては、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けられる場合の人員配置について、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないことや、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこととされました。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者として置くことができるものとされました。

また、全サービスで共通する改正点は3点となっています。

1つ目は、書面提示規制の見直しに関する規定の新設となります。

事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項については、インターネット上で情報の閲覧が完結できるよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものとされました。

2つ目は、管理者の兼務範囲の明確化に関する規定の新設となります。

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効果的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨が明確化されました。

3つ目は、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の新設となります。

短期入所及び機能系サービスについて、身体拘束等の適正化のための措置が義務づけられ、訪問系・通所系サービスについては、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととしており、また、身体拘束等を行う場合の記録を義務づけるものです。

以上、改正内容の詳細説明でした。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第18 議案第62号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第18、議案第62号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第62号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、三名生児童館の利用者のみに利用が限定されている庭園部を、誰もが利用できる都市公園にするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 訂正をどうぞ。

○町長（滝口 茂君） 三名生児童館の利用者のみに利用が限定されている「園庭部」を、誰もが利用できる都市公園にするものです。失礼しました。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 議案第62号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例について
詳細説明をさせていただきます。

議案書135ページになります。

現在、東船岡地区では民間の宅地開発があり、商業施設もオープンするなどして、新たなコミュニティが生まれ、若い世代も増加傾向にあります。子どもたちが集い遊べる場所が近隣にないために、公園の設置を望む声が多く寄せられておりました。

その中で、同地区にあります三名生児童館の広場を再整備するご提案をいただきましたので、三名生児童館としての限定的な利用だけでなく、合理的な土地利用の促進を図り、誰もが利用できる都市公園として位置づけるために、条例の一部を改正するものになります。

なお、公園の名称については、地区の方々に参加をいただいた三名生児童館広場再整備ワークショップにおいて、三名生という地区名を名称に入れてほしいとのご提案をいただいております。

次に、参考資料として別紙に公園の位置図を添付しておりますので、ご確認をいただきます。位置図中央の船岡生涯学習センター南側に隣接して三名生児童館がありますが、その西側、赤枠斜線部の三名生児童館広場1,600平方メートルを今回都市公園として位置づけることになるものでございます。

議案書にお戻りください。

条文の説明になります。

今回は、柴田町都市公園条例の別表についての改正になります。

改正後の別表第1、第2条、第7条関係の名称欄に「三名生公園」を追加し、その位置として「柴田町大字中名生字西宮前70番1」を加えるものになります。

附則になります。

この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第19 議案第63号 指定管理者の指定について（柴田町地区集会所）

日程第20 議案第64号 指定管理者の指定について（柴田町地域福祉センター）

日程第21 議案第65号 指定管理者の指定について（柴田町新農業構造改善センター）

日程第 2 2 議案第 6 6 号 指定管理者の指定について（柴田町農村公園）

日程第 2 3 議案第 6 7 号 指定管理者の指定について（柴田町観光施設及び柴田町太陽の村）

日程第 2 4 議案第 6 8 号 指定管理者の指定について（柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場）

○議長（高橋たい子君） 日程第19、議案第63号指定管理者の指定についてから日程第24、議案第68号指定管理者の指定についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第63号から議案第68号までの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案は、現在指定管理者が施設管理業務を行っている議案第63号、柴田町地区集会所、議案第64号、柴田町地域福祉センター、議案第65号、柴田町新農業構造改善センター、議案第66号、柴田町農村公園、議案第67号、柴田町観光施設及び柴田町太陽の村、議案第68号、柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場について、令和6年3月末日で指定期間が満了となることから、4月1日以降の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、議案第63号から第68号までの指定管理者の指定について補足説明をいたします。

2月13日の議員全員協議会におきまして情報提供しました指定管理者の候補者とは、各担当課におきまして仮の基本協定書を取り交わしており、これらの議案をお認めいただきましたら本契約となるものでございます。

また、各議案において指定の期間を記載しておりますが、全て令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

それでは、議案書137ページをお開きください。

議案第63号は、柴田町地区集会所の指定管理者に地元行政区を指定するものです。

地区集会所は137ページの第1区集会所から140ページの西住集会所までの38集会所で、指定

管理者の候補者はそれぞれ記載のとおりです。

指定の理由ですが、地区集会所は主に当該地区内の住民が利用しており、地域住民の交流と連帯感の醸成を目的としていることから、引き続き地区内で管理運営をしていただくことが最適であると判断いたしました。このため、指定管理者の公募はせず、各地区の状況を熟知している地元行政区を指定するものです。

141ページをお開きください。

議案第64号です。柴田町地域福祉センターの指定管理者に社会福祉法人柴田町社会福祉協議会を指定するものです。

指定の理由は、柴田町社会福祉協議会が町内の各種福祉団体の事務局であることや、ボランティア活動をはじめとした地域福祉の中心的な役割を担っていること、また、これまでの地域福祉センターの指定管理業務の実績があることから、公募によらず、同協議会を選定したものです。

なお、公募によらない選定でしたが、指定管理者選定委員会におきまして、これまでの施設管理の実績や今後の管理運営の方針などについて同協議会からプレゼンテーションをしていただき、令和6年度以降5年間の指定管理を担うことができると評価したものです。

143ページをお開きください。

議案第65号です。上川名構造改善センターの指定管理者に第19区行政区を、葉坂業構造改善センターの指定管理者に第25区行政区を指定するものです。

各構造改善センターは、地域内における様々なコミュニティ活動の場でもあることから、地区集会所同様に指定管理者の公募はせず、各地域の状況を熟知している地元行政区を指定するものです。

145ページをお開きください。

議案第66号です。富上農村公園の指定管理者に第19区行政区を、入間田農村公園の指定管理者に第22区行政区を、成田農村公園の指定管理者に第26区行政区を指定するものです。

各農村公園は、農村地域の生活環境の改善を図り、地域住民の健康と福祉の増進に寄与するとともに、地域コミュニティの中心的な施設です。これらのことから、地区集会所同様に指定管理者の公募はせず、各農村地域の状況を熟知している地元行政区を指定するものです。

147ページをお開きください。

議案第67号です。柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村の指定管理者に一般社団法人柴田町観光物産協会を指定するものです。

この候補者の選定経緯についてですが、まず指定管理者選定委員会におきまして公募による選定と決め、令和5年10月31日に柴田町役場におきまして指定管理に係る事業者向けの説明会を開催したところ、3者の参加がありました。しかし、実際に応募があったのは柴田町観光物産協会のみでした。選定委員会では、1者だけの応募であっても、そのまま単純に選定はせず、令和6年度以降5年間の施設の管理運営の方針等について同協会からプレゼンテーションをしていただきました。その結果、これまでの実績等を評価し、選定に至ったものです。

149ページをお開きください。

議案第68号です。船岡駅及び槻木駅の駐車場及び自転車駐車場の指定管理者に公益社団法人柴田町シルバー人材センターを指定するものです。

この候補者の選定経緯についてですが、まず指定管理者選定委員会におきまして公募による選定と決め、令和5年11月7日に柴田町役場におきまして指定管理に係る事業者向けの説明会を開催したところ、柴田町シルバー人材センターのみの参加であり、応募があったのも同シルバー人材センターのみでした。この案件につきましても、同センターからプレゼンテーションをしていただき、これまでの実績等を評価し、選定に至りました。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

日程第25 議案第69号 令和5年度柴田町一般会計補正予算

日程第26 議案第70号 令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第27 議案第71号 令和5年度柴田町介護保険特別会計補正予算

日程第28 議案第72号 令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第29 議案第73号 令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第25、議案第69号令和5年度柴田町一般会計補正予算、日程第26、議案第70号令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第27、議案第71号令和5年度柴田町介護保険特別会計補正予算、日程第28、議案第72号令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第29、議案第73号令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第69号令和5年度柴田町一般会計補正予算から議案第73号令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算までの提案理由を申し上げます。

議案第69号につきましては、歳出では事業費の確定による減額のほか、小中学校防犯対策施設整備事業、西住小学校及び船岡中学校体育館照明器具更新事業などに要する経費を計上し、歳入では町税、国・県支出金、繰入金などの補正を行うものです。併せて繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び変更、地方債の追加及び変更をするものです。歳入歳出それぞれ1億119万5,000円を減額し、補正後の予算総額は157億5,706万6,000円となります。

議案第70号につきましては、歳出では高額医療費を増額し、歳入では保険給付費等交付金を増額するものです。歳入歳出それぞれ248万2,000円を増額し、補正後の予算総額は38億7,475万9,000円となります。

議案第71号につきましては、歳出では総務費、保険給付費を減額し、歳入では支払基金交付金及び県支出金を減額するものです。歳入歳出それぞれ9,298万9,000円を減額し、補正後の予算総額は32億5,861万4,000円となります。

議案第72号につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入では後期高齢者医療保険料を増額するものです。歳入歳出それぞれ1,087万3,000円を増額し、補正後の予算総額は4億9,798万7,000円となります。

議案第73号につきましては、污水管渠等整備事業に係る国の交付金額の決定に伴い、建設改良費等を減額するものです。収益的収入・支出の補正はなく、資本的収入は4,200万円を減額し、補正後の予算総額は11億3,639万2,000円となります。資本的支出は4,200万円を減額し、補正後の予算総額は14億6,433万8,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。

初めに、議案第69号について、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、補足説明をいたします。

議案書151ページをお開きください。

議案第69号令和5年度柴田町一般会計補正予算です。

町長が申しあげました提案理由のとおり、歳入歳出予算の減額補正を行うとともに、繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び変更、地方債の追加及び変更を行うものです。

156ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正として17事業を追加するものです。

2款1項総務管理費、企画管理事務事業の総合戦略策定事業については、戦略策定のために使用する国立社会保障・人口問題研究所の市町村将来人口推計の公表が大幅に遅れたことから、年度内に完了しない見込みであるため、繰り越すものです。

次の阿武隈急行支援事業は、阿武隈急行施設の大規模修繕事業に対する補助ですが、半導体などの部品調達の遅延により工期の遅れが見込まれるため、繰り越すものです。

次の財産管理事業は、船迫地区の白山トンネルの上の土地に地上権を設定するため、分筆登記を業務委託しておりますが、隣地地権者との境界確認に相当の時間を要していることから、繰り越すものです。

3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業は、戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することについて法制化されたため、戸籍住民基本台帳システムなどの改修が必要となっております。しかし、改修に必要な標準仕様書について国から示されたのが遅れたため、年度内に完了できない見込みであることから、繰り越すものです。

次の3款民生費、障害者総合支援事業ですが、これは社会福祉法人はらから福祉会への障害者就労支援事業所施設整備事業として補助金を支出するものです。しかし、同法人が施工中の施設整備が全体的に遅れており、年度内に補助金を支出することができない見込みであるため、繰り越すものです。

次の4款衛生費、新型コロナウイルス予防接種事業は、ワクチン接種費用請求代行手数料等について、年度内に支出することが困難であるため、関連経費を繰り越すものです。

次の8款2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業は、国庫補助事業ですが、関係機関との各種調整の手續に不測の日数を要したことにより、年度内の完了が困難であるため、繰り越すものです。

次の狹隘道路整備促進事業については、関係住民との話合いの結果、道路改良工事が増加したことにより、年度内の完成が困難であるため、繰り越すものです。

同じく4項都市計画費の3つの事業は、国の補正予算による交付金の内示が12月であったことから、年度内の完成が困難であるため、繰り越すものです。

次の10款1項教育総務費、次のページに続きますが、4つの事業について、1月30日に国庫補助事業として内示があり、歳入歳出予算にも計上しております。年度内完成は見込めませんので、繰り越すものです。

157ページをお開きください。

同じく5項社会教育費の船迫生涯学習センター維持管理事業は、ホールの床やトイレの改修工事について、年度内の完成が困難になったことから繰り越すものです。

同じく6項保健体育費では、(仮称)柴田町総合体育館取付道路改良事業として、県道の拡幅改良工事を行います。体育館建設事業者との施工時期の調整により、年度内の完成が困難となったことから、繰り越すものです。

158ページをお開きください。

第3表、債務負担行為の補正です。

追加は7件です。主に令和6年度当初から事業を実施するために、今年度中に契約行為などの事前手続を行うため、債務負担行為として追加するものです。

次の変更についても7件です。これらは事業執行のための委託契約を締結したため、限度額を変更するものです。期間については変更ございません。

159ページをお開きください。

第4表、地方債の補正です。

追加は1件で、学校教育施設等整備事業費4,640万円です。繰越明許費にも計上しました国庫補助事業で、事業内容は後ほど説明いたします。

次に、変更は5件です。

地域鉄道対策事業費は、阿武隈急行の老朽化に伴う施設整備費や車両更新費用に対して補助金を支出するものですが、事業費が減額となったため、町債の限度額を減額するものです。

次の公共施設防災機能強化事業費は、役場庁舎の消防用自家発電機改修工事の費用、次の公共施設等除却費は旧西住児童館の建物の解体費用、次の圃場整備事業負担金と、この3つの起債については、それぞれ借入額の確定により限度額を減額するものです。

次の地方道路等整備事業費については、町道船岡東41号線道路維持改修工事の事業費の確定により、限度額を減額するものです。

162ページをお開きください。

歳入です。

今回は、年度末の補正予算となることから、それぞれの科目において歳入の確定見込額により補正計上をしております。

主なものについて説明いたします。

1款1項町民税1目個人町民税7,366万4,000円の増は、課税所得の増によるものです。

同じく 2 項 1 目固定資産税5,278万円の増は、新築家屋及び償却資産の増によるものです。

同じく 3 項軽自動車税 1 目環境性能割と 2 目種別割を合わせて620万8,000円の増は、課税見込台数等の増によるものです。

同じく 4 項 1 目町たばこ税3,220万8,000円の増は、課税見込本数の増によるものです。

164ページをお開きください。

一番下の16款 1 項 2 目衛生費国庫負担金3,274万2,000円の減は、主に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減によるものです。

165ページをお開きください。

16款 2 項 3 目衛生費国庫補助金6,781万9,000円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の減によるものです。

同じく 6 目教育費国庫補助金3,485万2,000円の増につきましては、主に学校施設環境改善交付金の増によるもので、歳出の教育費にこの交付金を充当する委託料及び工事請負費を計上しております。事業内容については後ほど説明いたします。

168ページをお開きください。

一番下の表です。

20款 1 項 2 目基金繰入金 2 億4,011万4,000円の減は、主に財政調整基金に 1 億2,772万6,000円を、ふるさと柴田応援基金に4,290万6,000円を、次のページ、169ページをお開きください、スポーツ振興基金に5,600万円を、図書館建設基金に1,250万円をそれぞれ組み戻しするものです。

これにより、財政調整基金の残高は約13億1,400万円となり、ふるさと柴田応援基金の残高は約 8 億6,300万円を見込んでおります。スポーツ振興基金の残高は約 6 億6,300万円、図書館建設基金の残高は約 4 億円となります。

次に、22款 4 項 2 目雑入ですが、170ページをお開きください。

右側説明欄にむつみ学園運営事業委託精算金（職員数減分）148万2,000円を計上しております。むつみ学園の運営は民間委託しておりますが、受託事業者において職員数が減少したため、人件費分を精算し返還していただくものです。

その下、同じく精算金（消費税分）につきましては、2月13日の議員全員協議会において情報提供したとおりでございます。

その下、新型コロナウイルス予防接種事業コールセンター等業務委託料返還金として3,197万2,000円を計上しております。内容につきましては、こちらも議員全員協議会において情報

提供したとおりでございます。

次の23款町債につきましては、先ほど地方債補正で説明しました内容での補正計上です。

続いて歳出です。

歳入と同じように、今年度の最終的な補正予算ですので、主には事務事業に要する経費の確定見込額により補正額を計上しております。このため、多くの科目において不用となる経費について減額しております。

主なものについて説明いたします。

176ページをお開きください。

一番下の表、2款3項1目戸籍住民基本台帳費です。

次のページ、177ページをお開きください。

12節委託料229万3,000円の増は、主に戸籍附票システム改修業務委託料266万2,000円の増によるものです。

179ページをお開きください。

3款1項3目障害者支援事業費1,225万1,000円を増額しております。これは障害児給付費の増加や補装具費の扶助費が増加したことによるものです。

181ページをお開きください。

3款3項1目災害救助費132万9,000円の新規での計上は、2月13日の議員全員協議会において情報提供しました能登半島地震に係る人的支援に要する費用を計上したものです。

182ページをお開きください。

4款1項7目予防費です。6,113万7,000円の減額ですが、次の183ページをお開きください、22節償還金利子及び割引料におきまして4,350万3,000円を増額しております。これは新型コロナウイルス予防接種事業関連の国庫補助金について国へ返還するものです。財源は、歳入の雑入で説明しました委託業者からの新型コロナウイルス予防接種事業コールセンター業務委託料返還金3,197万2,000円を充当しております。

187ページをお開きください。

7款1項2目観光整備費18節負担金補助及び交付金に240万円を増額しております。これは今年開催するしばた桜まつりの実行委員会に対しての補助です。令和6年の桜まつりの開催経費のうち、令和5年度内に支出が見込まれる分について計上するものです。

191ページをお開きください。

10款1項2目12節委託料及び次の192ページの14節工事請負費におきまして、学校施設の工

事やその実施設計費用を計上しております。これは歳入に計上しました国の学校施設環境改善交付金を活用するもので、4件の工事を計上しております。

まず1件目及び2件目は、西住小学校及び船岡中学校の体育館の照明器具をLED化する工事です。

3件目は、槻木小学校内インターホン整備工事です。これは、防犯のために職員室と各教室を結ぶインターホンを設置するものです。

4件目は、小中学校防犯対策施設整備工事です。これは、槻木小学校を除いた町内小中学校8校の入り口にオートロックを設置するものです。

これら4件の実施設計委託料と工事請負費の合計は9,067万5,000円となり、その財源は学校施設環境改善交付金3,486万1,000円、町債4,640万円、一般財源941万4,000円です。お認めいただきましたら、まず実施設計委託について発注しますが、年度内に完成することはできません。このため、繰越明許費にも計上してございます。

197ページをお開きください。

10款6項2目保健体育施設費10節において修繕料127万6,000円を計上しております。これはアステムチャレンジスタジアムのバックスクリーンの劣化が激しいため、修繕するものです。こちらは、お認めいただきましたら年度内に完了するよう速やかに発注いたします。

199ページ以降の給与費明細書及び地方債の現在高の見込みに関する調書については、今回人件費及び町債の補正がありましたので、それぞれ補正前、補正後の比較となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第70号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書205ページをお開きください。

議案第70号令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ248万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,475万9,000円とするものです。

209ページをお開きください。

歳入です。

主なものについて説明をさせていただきます。

4款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金1,330万7,000円の増額ですが、高額療養費の事業確定見込みによる増額補正となります。

6款1項1目一般会計繰入金1,237万3,000円の減額ですが、これは基盤安定負担金などの確定見込みによる減額分を一般会計に繰り戻すものです。

続いて、210ページをお開きください。

6款2項1目財政調整基金繰入金189万5,000円の増額ですが、これは補正財源として繰り入れるものです。

補正後の財政調整基金の残高は3億8,838万3,172円となります。

次に、211ページになります。

歳出です。

2款2項1目一般被保険者高額療養費1,330万7,000円の増は、確定見込みによるものです。

次に、212ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、保険基盤安定繰入金などの減額に伴い、財源を組み替えるものです。

5款1項1目特定健康診査等事業費1,051万1,000円の減は、特定健康診査事業の確定見込みによるものです。

5款2項1目保健推進事業費20万2,000円の減は、保健事業費のうち、事業費が確定した分について減額するものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第71号について、福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 議案第71号令和5年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をいたします。

今回の補正予算については、歳入に係る支払基金交付金の介護給付費交付金や国庫・県支出金の各介護給付費負担金の減額補正、歳出に係る保険給付費、居宅介護サービス給付費の給付見込みによる減額補正などを行うものです。

議案書215ページをご覧ください。

第1条です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,298万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,861万4,000円とするものです。

歳入歳出予算補正の区分、金額及び補正後の予算額は、次ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

219ページをご覧ください。

歳入の補正について、主な項目の説明をいたします。

1 款 1 項 1 目介護保険料、第 1 号被保険者保険料については、本算定後の保険料の確定見込みによる増となります。

3 款 1 項 1 目国庫負担金、介護給付費負担金431万4,000円の減額につきましては、国庫負担金確定見込みによる減となります。

3 款 2 項 1 目国庫補助金、調整交付金138万9,000円の増及び4 目保険者機能強化推進交付金244万7,000円の増及び5 目介護保険保険者努力支援交付金312万1,000円の増は、それぞれ交付額の確定によるものです。

4 款 1 項 1 目支払基金交付金、介護給付費交付金8,866万8,000円の減及び220ページになります、5 款 1 項 1 目県負担金、介護給付費負担金2,391万7,000円の減は、それぞれ交付見込み決定によるものです。

7 款 1 項 1 目繰入金、介護給付費繰入金215万2,000円の減は、介護保険事業の事務費について、支出見込額の確定により、一般会計から繰り入れる分を減額するものです。

歳出の補正について、主な項目の説明をいたします。

221ページをご覧ください。

1 款 3 項 1 目介護認定費158万1,000円の減については、要介護認定事業に係る仙南地域広域事務組合民生費負担金の見込み確定による減になります。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費9,642万4,000円の減額につきましては、年度内の給付見込みによる減となります。

222ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目地域支援事業、サービス事業費については、歳入の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の増額補正に伴う財源の組替えになります。

5 款 1 項 1 目基金積立金557万3,000円の増額につきましては、地域支援事業の追加分として保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金が交付されましたので、基金へ積み増しとするものです。

今回の金額を積立いたしますと、介護給付費準備基金積立金の残高は約 3 億6,310万円になる見込みです。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第72号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書223ページをお開きください。

議案第72号令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,087万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,798万7,000円とするものです。

226ページをお開きください。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料737万3,000円、2目普通徴収保険料350万円の増額ですが、これは被保険者の移動などに伴う保険料収入の増によるものです。

次に、歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,087万3,000円の増額ですが、これは保険料の増額に伴って広域連合への納付金を増額とするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第73号について、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書227ページをお開きください。

議案第73号令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算です。

町長が申しあげました提案理由のとおり、資本的収入・支出の減額補正を行うものです。

232ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書です。

収入におきまして、1款1項1目企業債の公共下水道事業債2,100万円の減額及び1款2項1目国庫補助金2,100万円の減額は、社会資本整備総合交付金の額が確定したことから、補正計上するものです。

支出におきまして、1款1項1目17節建設改良費の工事請負費4,200万円の減額は、船岡地区、剣先地区の污水管渠整備事業で、社会資本整備総合交付金事業の事業費確定によるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件5件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

3月4日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時24分 散会

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月1日

議長 高橋 たい子

署名議員 9番 平間 幸弘

署名議員 10番 桜場 政行